

令和2年4月7日

足利市長 和 泉 聡 様

足利市議会

柳 収一郎

### 令和2年度における市立小中学校の教育活動の再開に係る要望

令和2年度における学校の教育活動の再開等の考え方については、文部科学事務次官通知（令和2年4月1日付2文科初第3号）「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について」に基づく、栃木県教育委員会教育長通知（令和2年4月2日付議教第22号）による国・県の指導・助言を受け、対応しているものと思われま

す。栃木県における感染者数は他都道府県と比較して多寡ではないものの、大都市部の感染者数の爆発的拡大により市民の不安も拡大しており、本市と隣接する生活圏内の複数の自治体で感染者が発生していること、さらに生活圏内の複数の自治体の公立小中学校では当初の再開予定を急遽変更し、臨時休校等を決定したことなどは、保護者の不安を拡大するものであります。

本市の市立小中学校における令和2年度の通常授業実施については、前述の市民感情を踏まえたとき素直に喜べるものではなく、児童生徒の命を守る観点からも大変憂慮しており、教育活動の再開を再検討すべきものと要望します。

なお、臨時休校決定までの間又はやむを得ず通常授業を実施する場合にあたっては、次の項目について最大限配慮いただけるよう要望します。

#### 記

- 1 学校関係者に感染者や濃厚接触者が発生した場合、直ちに臨時休校を含めた適切な処置を講ずること。
- 2 新型コロナウイルス感染症防止の対応について、保護者への詳細な情報周知を徹底すること。
- 3 各学校におけるアルコール消毒の実施、全生徒の学校における検温の実施、マスク着用、手洗いの徹底をすること。
- 4 春季運動会等学校行事については、中止又は延期を含めて適切に対応すること。
- 5 新型コロナウイルスによる風評被害を含めた「いじめ」防止対策の取組みを徹底すること。
- 6 保護者の意向により欠席させた児童生徒を認欠扱いし、認欠者への学習対応を適切に講ずること。
- 7 今後の国、県等の動向により、児童生徒の健康に最大限配慮し、柔軟な対応を速やかに行うこと。

以上